事務事業の概要

- 1 府税事務所の職員(管理職員は除く。)には、「職員の給与に関する条例」第15条及び 「職員の特殊勤務手当に関する条例」第12条に基づき、特殊勤務手当(以下「税務手当」 という。)が支給されている。
- 2 支給に当たっては、「職員の特殊勤務手当に関する規則」(以下「規則」という。)及 び「職員の特殊勤務手当に関する取扱要領」(以下「取扱要領」という。)にその詳細が 定められている。その概要は以下のとおり。

(第15条)

職員の給与に関する条例特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特 殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮す ることが適当でないと認められるものに従事する職員に対して支給する。

| | | 賦課徴収業務に対する税務手当 (条例12条1項1号関係) | 徴収業務に対する税務手当 (条例12条1項2号関係) | | | |
|--------|-------------|---|---|--|--|--|
| 手当の額 | 日額手当 | 830円 | 1,030円 | | | |
| | 出張加算手当 | 550円 | 550円 | | | |
| 支給対象者 | | ・課税部門に所属する職員(管理職員 は除く) ・特に命ぜられ、府税の賦課徴収に係 る業務に従事する者 | ・納税部門に所属する職員(管理職員は除く) ・特に命ぜられ、府税の徴収に係る業務に従事する者 | | | |
| 支給対象業務 | | 直接、府税の賦課徴収に係る業務(府税の徴収に係る業務を除く。)に従事した場合である。ただし、電話の対応及び来庁者の応接等担当課等へ取り次ぐ業務は除く。 | 直接、府税の徴収に係る業務に従事した場合である。ただし、電話の対応及び来庁者の応接等担当課等へ取り次ぐ業務は除く。 | | | |
| | 出張による加算対象業務 | 出張を命ぜられ、 ・納税者その他地方税法に規定する質問検査権を行使される対象となるものに直接接して行う調査または交渉(官公署において行うものを除く) ・軽油引取税の賦課のための内偵調査に係る張り込み及び追尾 | 出張を命ぜられ、 ・納税者その他地方税法に規定する質問検査権を行使される対象となるものに直接接して行う調査または交渉(官公署において行うものを除く) ・第三債務者または納税者の財産にかかわるものに直接接して行う滞納処分又はこれのための交渉(官公署において行うものを除く) | | | |

3 実際の支給事務

- ・ 日額手当については、支給対象者の出勤日が「総務事務システム」(以下「SSC」 という。)により手当支給日として自動集計され、承認権者は支給対象者が対象業務 を実施していない日がないかチェックを行い、対象業務を実施していない日があれば 支給対象から除外する処理を行う。
- ・ 出張加算手当については、業務実施者がSSCに業務内容を記入の上、申請を行い、 承認権者はその内容をチェックして支給の承認処理を行う。

検出事項

1 税務手当の支給対象業務について、取扱要領で は「直接、府税の賦課徴収に係る業務、若しくは、 徴収に係る業務に従事した場合」を示している が、これ以外に税務手当の支給対象となる、若し くは支給対象とならない業務の具体的な内容、範 囲を定めたものは存在しない。

このため、実務上は「研修」「会議」に終日参 加した場合のみを税務手当の支給対象外とする 運用が行われているが、終日研修を受けていたに もかかわらず、税務手当を支給していた事例が検 出されている(監査結果「税務手当の支給誤り」 参照)。

- 2 「研修」「会議」以外の業務でも、税務手当の 支給対象業務であるか否かの判断が困難なケー スが存在する。
- (1) 府税事務所間で見解が異なっていたケース 定期監査対応業務について、中央府税事務所 は税務手当の支給対象業務であるとの見解で あったが、その他の府税事務所は支給対象外業 務であるとの見解であった。
- (2) 外形的に判断が難しいと考えられるケース 大阪府の他部局でも同様に実施している業しい。 務に関して、税務職員に限って手当がついてい る。例えば、各府税事務所の管理課で実施する 「収入消込」や「督促状の発送」等が代表例と して挙げられる。
- 3 税務手当の支給条件に時間条件がなく、1日の うち少しでも対象業務を実施すれば税務手当を 支給している。
- 4 税務手当の支給のチェックは、従事した業務が 税務手当の支給対象業務であるか否かを承認権 者が行っているが、各府税事務所の承認権者によ りチェックの視点・方法が異なっている。

監査の結果

【改善を求めるもの(意見)】

税務手当の支給について、

- (1) 支給対象業務と支給対象外業務の具体 的な内容が明確に定められておらず、承 認権者が判断に迷うケースが存在するこ
- (2) 大阪府の他部局で行われている同様の 業務が支給対象とされていること。
- (3) 1日のうち少しでも対象業務を実施す れば支給されていること。

等の実態を踏まえ、本手当が特殊勤務手当に 相応しい内容であることを府民に分かりやす く説明する必要がある。

「職員の給与に関する条例」で示された「著 しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その 他の著しく特殊な勤務」に該当するかどうか、 府民感覚や他の特殊勤務手当とのバランスも 考慮しながら検証を行うとともに、特殊性の | 高い業務に支給対象・金額を重点化する等の | 方法について検討されたい。

また、税務手当に係る承認権者のチェック の視点・方法について、各府税事務所で統一 的な運用が行われるよう対策を講じられた 4 大阪府における税務手当の取扱いの変遷、及び、税務手当の支給実績は以下のとおりである。

<取扱いの変遷>

平成10年度 従来の月額給与に一定率を乗じて支給する方法から、月額で一定額を支給する方法に変更するとともに、支給範囲を縮小して総務課職員等は支給対象外とした。

平成18年度 従来の業務内容によらず一律で支給する方法から、徴収部門と課税部門等 業務内容に応じて支給額に差を設けた上で、月額支給から日額支給する方 法に変更した。

<支給実績>

(単位:千円)

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 支給金額 | 218, 530 | 189, 605 | 177, 647 | 175, 295 | 175, 163 |

【参考】近隣の地方自治体の状況

(大阪市における税務手当の取扱い)

大阪市では、平成14年度に税務手当を税等徴収業務手当に含める見直しが行われ、納税者宅などを訪問し、租税の賦課のための調査または租税の徴収等のための業務に従事した場合に日額180円(4時間未満の場合90円)を支給することになった。その後、平成18年度の見直しにより税等徴収業務手当は廃止され、暴力的な行為により業務の執行を妨げる者に対して行う徴収等について、日額550円を新設の取締折衝等業務手当として支給している。

(京都府における税務手当の取扱い)

京都府においては、府税の賦課及び徴収に関する事務に従事する職員に対して、所属部署、職階、業務の特殊性に応じて日額760円~1,360円の特殊勤務手当を支給している。

(兵庫県における税務手当の取扱い)

兵庫県においては、県税事務所に勤務する職員等が、(1)納税義務者等との間で行う県税の賦課に関する指導、相談、徴収に関する折衝 (2)納税義務者等に対する県税の賦課、徴収に関する調査 (3)県税の滞納処分に係る事務等に従事した場合に、日額600円(特に困難な業務については200円を加算し、日額800円)の特殊勤務手当を支給している。

5 他自治体では、特殊性の高い業務に支給対象を 限定したり、金額に差を設ける事例が存在してい

【職員の給与に関する条例】

第15条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対して支給する。

【職員の特殊勤務手当に関する条例】

第12条 税務手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 府税事務所、大阪府大阪自動車税事務所その他の人事委員会規則で定める機関に勤務する職員(人事委員会規則で定める職員に限る。)が、府税の賦課徴収に係る業務(次号に規定する業務を除く。)に従事したとき。
- (2) 前号に規定する機関に勤務する職員(人事委員会規則で定める職員に限る。) が、府税の徴収に係る業務に従事したとき。

【職員の特殊勤務手当に関する取扱要領】

- I. 職員の特殊勤務手当に関する条例関係
- 5 税務手当(条例第12条)関係
- (1) 第1項第1号中「府税の賦課徴収に係る業務(次号に規定する業務を除く。) に従事したとき」は、直接、府税の賦課徴収に係る業務(府税の徴収に係る業 務を除く。)に従事した場合である。ただし、電話の対応及び来庁者の応接等担 当課等へ取り次ぐ業務は除く。
- (2) 第1項第2号中「府税の徴収に係る業務に従事したとき」は、直接、府税の 徴収に係る業務に従事した場合である。ただし、電話の対応及び来庁者の応接 等担当課等へ取り次ぐ業務は除く。

措置の内容

税務手当の支給対象業務について、税務業務のうち、納税義務者等と直接接して行う交渉、折衝等の業務に重点化するとともに、金額についても全国平均等を勘案して見直した条例改 正を平成29年4月施行で行った。

また、承認権者のチェックが各事務所で統一的に行えるよう税務手当に係るマニュアル(税務手当支給事務の手引き)を作成し、平成29年3月24日に府税事務所の次長を対象に説明を行 い周知徹底を図った。さらに、今後、承認権者(各課長)に対して周知徹底を図る。

| 税務手当の出張加算額に係る規定の見直 | ر ا |
|--------------------|-----|
| | |

検出事項 監査の結果 事務事業の概要 【改善を求めるもの(意見)】 1 三税(国税・府税・市町村民税)協力の一環として、地区税務協議会における税務 1 規則は、出張加算額の支給対象業務を「納税者その他 規則では官公署において納税者に接 署及び市町村との合意に基づき、府税事務所の職員が、確定申告時の納税相談会場に 地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する質問検査権 して行う調査・交渉は支給されないのに おいて、納税者に対して所得税に係る課税標準若しくは税額に関する申告書の作成及 を行使される対象となる者に直接接して行う調査又は 対して、取扱要領では支給されることと びこれに関連する税務相談(以下「本業務」という。)を実施している。 交渉」と規定した上で、「官公署において行うものを除 なり、取扱要領によって支給範囲が拡大 く」と規定しており、官公署において行う場合は加算額 している。 取扱要領はホームページ等で公開さ 2 本業務に対して、「職員の特殊勤務手当に関する条例」第12条第2項第1号、「職員 を支給しない定めとなっている。 の特殊勤務手当に関する規則」(以下「規則」という。)第10条第3項第1号並びに「職 れておらず、府民の知りえないところで 員の特殊勤務手当に関する取扱要領」(以下「取扱要領」という。) Ⅱ.3 (3) に基 2 取扱要領は、「官公署において当該官公署の職員に対 出張加算額の支給範囲が拡大され、支給 づき1日当たり550円の加算額(以下「出張加算額」という。)が支給されている。 して行う」ものは加算額を支給しないとしており、規則 されていることは、府民に対する説明責 よりも支給対象が拡大するような定めとなっている。 任を適切に果たしているとは言い難い。 【職員の特殊勤務手当に関する条例】 以上のことから、規則及び取扱要領の 第12条第2項 税務手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に 3 この点に関し、税務局の見解は以下のとおりであっ 見直しについて検討されたい。 定める額とする。 (1) 前項第1号に規定する業務 業務に従事した日一日につき830円(出張を命 ・ 規則第10条第3項第1号の「地方税法に規定する質 ぜられ、納税者その他関係人について行う業務で人事委員会規則で定めるもの 間検査権を行使される対象となる者」の中には官公 に従事した場合にあっては、その額に550円を加算した額) 署及び官公署職員も含まれる。 ・ 規則本文で出張加算額の支給対象に含まれることに 【職員の特殊勤務手当に関する規則】 なる官公署及び官公署の職員に対して行う調査又は 第10条第3項 条例第12条第2項第1号の人事委員会規則で定める業務は、次に掲 交渉を、規則のカッコ書き及び取扱要領で除いてい げる業務とする。 (1) 納税者その他地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する質問検査権を行 よって、規則の規定を取扱要領で明確化しているも 使される対象となる者に直接接して行う調査又は交渉(官公署において行うも のであり、支給範囲の拡大を行っているわけではな のを除く。) V) (2) 軽油引取税の賦課のための内偵調査に係る張り込み及び追尾 4 規則と取扱要領で支給要件の定めが異なるのは、職員 【職員の特殊勤務手当に関する取扱要領】 が接する相手として納税者だけでなく官公署職員を含 Ⅱ. 3 税務手当(規則第10条)関係 めて解釈することに起因していると考えられる。 (3) 規則第10条第3項第1号中「官公署において行うもの」は、官公署において 当該官公署の職員に対して行う調査又は交渉である。

受検対象機関:税務局及び各府税事務所

措置の内容

「職員の特殊勤務手当に関する条例」について、平成29年4月施行で条例改正を行い、支給範囲を明確にした。

不用物品に係る手続の不備

| 対象部局 室課名 | 検出事項 | | | 監査の結果 | 措置の内容 | | | | | |
|----------------|--|--|----------|--|---|--|---|--|--|--|
| こころの 健康総合 センター | 検査機器等の重要物品について、業務の終了によって今後の使用見込みがないに もかかわらず、不用の決定及び処分等がなされていなかった。 | | | | 【是正を求めるもの】 大阪府財務規則に基づき、使用する必要がない物品 又は使用に耐えない物品は、速やかに譲渡、廃棄その 他の処分を行うとともに、適正な事務処理を行われた | 耐用年数が経過し、使用する見込み や必要がない物品については、順次、 平成28年度末までに下記のとおり廃 | | | | |
| | 業務 (終了時期) | 不用品名 | 取得日 | 取得価額 | 現在価額 | い。 公有財産台帳において保有資産の実態を適切に表 | 乗処分を行った。 工表 また、処分後は速やかに公有財産台 | | | |
| | 外来診療 検査業務 (平成21年度末 一部検査終了) デイケア事業 (平成24年度 末) | 誘発反応検査装置 脳波計 心電計 誘発電位検査装置 デジタルファイリング 脳波計 デジタル多用途脳波計 システムキッチン 電気陶芸釜 | 平成6年4月1日 | 5,871,000円 3,800,700円 1,884,900円 9,991,000円 7,168,800円 5,088,200円 6,283,000円 1,195,006円 | 1円 1円 1円 1円 1円 1円 | 公有財産台帳において保有資産の実態を適切に表すため、物品を処分した際は、速やかに公有財産台帳の修正を行われたい。 【大阪府財務規則】 (不用の決定及び不用品の処分) 第87条 知事又は第3条の規定により物品の処分に関する事務を委任された者は、使用する必要がない物品又は使用に耐えない物品で保存の必要がないものについては、不用品調書(様式第49号)を作成の上不用の決定をしなければならない。 2 前項の規定により不用の決定をした物品は、譲渡、廃棄その他の処分をしなければならない。 | 帳の修正を行 今後は、公 の管理担実で 備品物の出 な存のの 保存の と で に い に に い に に り に り に り に り に り に り に り | テった。 公有財産の管 が年に1度、 査を行い、例 は使用に耐 がないものに 廃棄処分を | で 理担当や備品 を用する物は、 を行うこと を行う を行う を行う をを行う をを行う をを を を を を を を を を を を を を | |
| | | | | | | 【大阪府公有財産台帳等処理要領】 第5条 財産の所管換え、増改築、売払い等(以 下「異動」という。)により、台帳に記載する内 容に数量等の増減や事項の補正等の必要が生じ | 電気陶芸 釜 誘発反応 検査装置 | 平成28年 8月31日 平成29年 3月31日 | 修正済み | |
| | | | | | | た場合は、速やかにシステムを用いて当該内容 の増減登録や事項修正登録を行うものとする。 | 脳波計 | 平成29年 3月31日 | 修正済み | |
| | | | | | | なお、登録を行う際の事由は、別表2「異動理 由表」のとおりとする。 | 心電計 | 平成29年 3月31日 | 修正済み | |
| | | | | | | 第12条 台帳に登録する取得価額(一円に満たない場合は一円とする。)は、次の各号によるものと | 誘発電位 検査装置 | 平成29年 3月31日 | 修正済み | |
| | | | | | | する。 (5) 売却、撤去等で財産の滅失が生じた場合 は、次の各号に掲げるとおり、取得価額を減 額(以下「除却」という。) する。 | デジタルフ ァイリング 脳波計 | 平成29年 3月31日 | 修正済み | |
| | | | | | | ア 台帳に登録のある一財産単位で滅失した 場合登録されている取得価額を除却する。 | デジタル 多用途脳 波計 | 平成29年 3月31日 | 修正済み | |